

第4号議案

専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

次の事件は、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求める。

専決第2号 令和6年度石巻地方広域水道企業団補正予算（専決第1号）

令和6年7月3日提出

石巻地方広域水道企業団企業長 齋藤正美

令和6年7月3日議決

○第4号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

令和6年度石巻地方広域水道企業団補正予算（専決第1号）

今回の補正の理由は、独占禁止法違反に係る活性炭販売業者への損害賠償請求訴訟に関し、令和6年3月21日の仙台地方裁判所の判決内容に対して、相手方が仙台高等裁判所に控訴を提起したため、企業団顧問弁護士に相談し、附帯控訴を行うと共に、控訴審に係る弁護士委任の着手金としての委託料及び報酬金としての報償費に所要額が必要となったことに伴うもので、議会を招集する時間的余裕がなく、やむを得ず地方自治法第179条第1項の規定により令和6年4月1日付けで専決処分したものである。

第2条は、予算第3条で定めた収益的支出の予定額を補正したものである。

収益的支出においては、前述した理由により、第1款事業費用の第1項営業費用で、報償費の所要額28,600千円及び委託料の所要額5,600千円を合わせた34,200千円を増額補正し、その予定額を6,493,844千円にし、事業費用の予定額を6,802,327千円にしたものである。

以下、補正予算（専決第1号）実施計画等についての説明は省略する。